

「クイズで学ぶ終活 相続を争続にしないために」出版！



司法書士・終活カウンセラーの栗原庸介は、Amazonのkindle対応の電子書籍として「クイズで学ぶ終活 相続を争続にしないために」（前・後篇）を出版しました。

※電子書籍のご紹介サイト（無料サンプルも見られます）



<https://www.amazon.co.jp/dp/B074SG73NB/>



<https://www.amazon.co.jp/dp/B074W5VL29/>

【内容のご紹介】

早速ですが、クイズです。

Q1 次のうち、唯一、事件数が増加傾向にある裁判所は？

- 1 最高裁判所 2 高等裁判所 3 地方裁判所
- 4 家庭裁判所 5 簡易裁判所

正解は…4番の「家庭裁判所」でした！

家庭裁判所と言えば、遺産分割や離婚事件、後見分野などを扱っています。事件全体としては減少しているのに、遺産分割事件や離婚事件は近年急増しています。

離婚事件については拙著「女と男の法律学シリーズ」で取り上げております。

http://bookissue.biz/book/yosuke_kurihara_2.html

本シリーズでは遺産を巡る骨肉の争いを避けるために、「終活」がいかに大切なことを説明していきます。

では次の問題です。

Q2 遺産分割調停事件の多くは、遺産が1億円を超える、いわゆる「お金持ち」の人の相続において起きている。○か×か？

正解は…これだー！

×

兄妹・姉妹の仲が今から険悪だというのであれば別論、そうでない多くの方々にとって、遺産をめぐる骨肉の争いなんてものは、ドラマの中の話か一部の金持ちの話であって、私の人生には関係ない、というのが本心だと思います。

しかし、決してそんなことはありません。

最高裁判所の司法統計によれば、遺産分割事件のうち約75%は、遺産の価格が5000万円以下の事件です。つまり、争いの多くはお金持ちではない普通の人々の間で起きているのです。

そして、遺産分割事件は年間で約15000件。25年前に比べて倍増しています。

さらに、相続関係による裁判所への相談件数は、約20万件弱にもなっています。この数字は、人が亡くなると2割弱くらいの

割合で何らかの相談がなされているということです。

つまり、何の「終活」もしないでいると、本書をお読みのあなたも、裁判所で骨肉の争いを繰り広げることになる可能性はかなり高いのです。

こんな感じで、本シリーズではクイズ形式で楽しく終活の重要性とやり方を解説していきます。

私は司法書士・終活カウンセラーとして多くの遺産分割事件に関わってきました。ある意味で遺産分割事件ほど切ない事件はありません。それまで仲の良かった親族同士が激しく罵り合う。私が聞いていても堪えがたいのですから、天国にいる被相続人はこの様子をご覧になって何を思っているだろうかと本当に切ない気持ちになります。

遺産分割事件は、適切かつ迅速な終活によって回避することができます。

あたかも、早めに検診を受ければ大病を回避できるのと似ています。

私が常日頃から主張している「予防法務」の重要性が、これほどしつくりくる分野も他にありません。
さあ、みなさんと一緒に、新しいページをめくりましょう！

主な内容

- ・相続人がいない場合
- ・遺産分割の実際
- ・骨肉の争いを避けるには？
- ・付言事項の活用
- ・エンディングノート（ライフプランノート）
- ・おじいちゃんの生きがい（認知症と暦年贈与）
- ・デジタル遺品の恐怖
- ・永代供養
- ・障害者等の財産管理
- ・民事信託を活用した事業承継
- ・相続放棄の注意点
- ・相続放棄の誤った使い方
- ・民事信託の留意点
- ・それでも揉めてしまったら
- ・司法書士と弁護士の違い
- ・本人訴訟支援
- ・本当の意味で法的に成熟した社会とは？
- ・くりりんの最終問題

※財産管理は司法書士法29条、及び同施行規則31条に根拠のある司法書士業務です。

※終活シリーズ全体についてはこちらをどうぞ。

http://bookissue.biz/book/yosuke_kurihara_3.html

※本件に対するお問い合わせ先
司法書士・終活カウンセラー 栗原庸介
kuririn1228@hotmail.co.jp

著者 オリジナルサイトはこちら

<http://kuririn.info/>

Generated by ぶれりリプレスリリース

<https://www.prerele.com>